

新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針

令和2年6月8日

下郷町新型インフルエンザ等対策本部

令和2年5月25日、国の緊急事態宣言の解除に伴い、今まで以上に気を緩めることなく、引き続き国内における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、町民の安全に配慮し、町民への感染予防と町内の感染拡大防止に対応するため、町としての基本的な方針を定めるものである。

なお、関連する諸動向を踏まえ、適宜見直しを行う。

記

1. 新しい生活様式の実践について

感染拡大を長期的に防ぐため、以下の新しい生活様式を取り入れるものとする。

- (1) 一人ひとりの基本的な感染防止対策として、感染防止の基本となる「①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける」、「②マスクの着用」、「③手洗い」の徹底。
- (2) 日常生活における基本的な生活様式として、「三つの密」密集、密接、密閉を避け、手洗いや咳エチケット、人と人との距離の確保など基本的な感染防止対策を行う。
- (3) 日常生活の各場面別（買い物・娯楽スポーツ、公共交通機関の利用、食事、冠婚葬祭などの親族行事）については、新しい生活様式により感染症対策を実践する。

2. 町が主催（共催）する会議・イベント等について

- ・会議や研修会、イベント等について、「三つの密を避ける」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの可能な限りの感染症予防対策を講じたうえで、適切に開催する。
- ・「新しい生活様式」を踏まえた対策をとることが困難な会議、イベント等は中止又は延期などの慎重な対応を行う。
- ・開催に当たり、参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する方、障がいのある方、妊産婦、子供など）及び不特定多数か否かを十分に検討する。
- ・屋内においては、滞在時間が長くないようにし、定期的な換気の徹底を行う。
- ・体調不良者の出席、参加は見合わせるように周知する。
- ・出席者、参加者の名簿を管理（把握）する。

3. 民間・関係団体等が実施する会議・イベント等について

- ・国の「新しい生活様式」の内容や町の基本方針を伝え、主催者へ感染症予防対策の協力を要請していく。

4. 留意事項

感染拡大を抑制していくため、引き続き下記事項に留意するものとする。

- (1) 目視、聞取りにより、体調（発熱、呼吸器症状）の確認を行う。
- (2) 咳エチケット（マスクや代用品の着用等）を徹底する。
- (3) 手洗い、アルコール消毒液の使用を促す。
- (4) こまめな換気を行う。
- (5) 多くの人に触れる場所をこまめに消毒する。
- (6) 適度な湿度（50%～60%）を保つ。
- (7) 飛沫感染のリスク軽減措置を講ずる。
- (8) 混雑が生じないように配慮する。
- (9) 「新しい生活様式実践例」等、感染症対策に係る協力チラシ等を掲示する。

（内閣官房ウェブサイト参照）